

停電時の長時間避難に対応した誘導表示の対象物となる駅舎の指定

(制 定 平成22年 9月 1日 京都市消防局告示第1号)

(最終改正 令和 4年 6月30日 京都市消防局告示第5号)

消防法施行規則の一部改正（平成21年9月30日付け総務省令第93号）に伴い改正された、誘導灯及び誘導標識の基準（平成21年9月30日付け消防庁告示第21号）に基づき非常電源の容量を誘導灯が有効に60分間作動できる容量以上としなければならない駅舎及び消防法施行規則の一部改正（平成23年6月17日付け総務省令第55号）に基づき非常用の照明装置（建築基準法施行令第126条の4に規定する非常用の照明装置をいう。）が有効に60分間作動できる容量以上としなければならない駅舎を、平成24年12月1日から次のとおり指定します。

- 1 乗降場が地下3層以下の層に存するもの
- 2 地下において複数の路線が乗り入れているもの